

経営強化指導計画

【那須信用組合】

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律による
改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第10条第5項の規定に
より適用される同法第33条第2項）



2026年6月
全国信用協同組合連合会

目 次

はじめに	
1. 前経営強化指導計画の総括	・ ・ ・ ・ 1
2. 経営強化指導計画の実施時期	・ ・ ・ ・ 1
3. 経営指導方針	・ ・ ・ ・ 1
4. 経営指導の内容	・ ・ ・ ・ 2
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための 方策への指導	
(2) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本 大震災からの復興に資する方策への指導	
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の 活性化に資する方策への指導	
5. 経営指導体制の強化	・ ・ ・ ・ 3
6. 経営指導のための施策	・ ・ ・ ・ 3
(1) 経営強化計画の進捗管理	
(2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング	
(3) 監査機構による検証・助言	
(4) 経営強化計画の実施に必要な措置	
7. 協定銀行が保有する信託受益権の額及びその内容	・ ・ ・ ・ 9
(1) 優先信託受益権の額及び内容	
(2) 算定根拠	
8. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容	・ ・ ・ ・ 10
(1) 劣後信託受益権の額及び内容	
(2) 算定根拠	

【はじめに】

当会では、2011年3月11日に発生した東日本大震災により被災した地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する円滑な資金供給を担う重要な金融機関である那須信用組合に対し、2012年3月に資本増強支援を行うにあたり、財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）附則における震災特例を活用いたしました。

これにより、那須信用組合では、営業区域の那須塩原市や那須町をはじめ、宇都宮市や日光市など13市町村の被害地域において十分な金融仲介機能を発揮することができました。

こうしたなか、那須信用組合の営業地区におきましては、東日本大震災から15年が経過し、復旧・復興に向けた公共工事及び住宅投資は一段落しており、県内景気も着実な持ち直しがみられたものの、原材料価格の上昇やエネルギー価格の高止まりに加え、人手不足の問題が深刻さを増し地域経済は今もってなお厳しい状況が続いております。

このため、那須信用組合に対しましては、引き続き、地域の皆様に対する円滑な資金供給を通じ、被災者支援・地域復興、地域経済の活性化に貢献することが求められております。

当会といたしましては、信用組合業界の系統中央機関として、「経営強化指導計画」に基づく指導を含め、那須信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

1. 前経営強化指導計画の総括

当会では、2021 年 4 月から 2026 年 3 月までの 5 ヶ年において、前経営強化指導計画に基づき、那須信用組合の前経営強化計画達成に向けた取組みへの指導を行ってまいりました。

この間、那須信用組合では、被災された地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する安定的かつ円滑な資金供給を実現し、十分な金融仲介機能を発揮いたしましたほか、2020 年 3 月期よりコア業務純益の黒字を確保する等、財務基盤の充実も図られております。

当会といたしましては、引き続き、那須信用組合に対し、詳細なヒアリング及び充実したサポート等を通じ、那須信用組合の経営強化計画の進捗管理に努めていくとともに、実効性ある施策実施に繋げていくための指導・助言に取り組んでまいります。

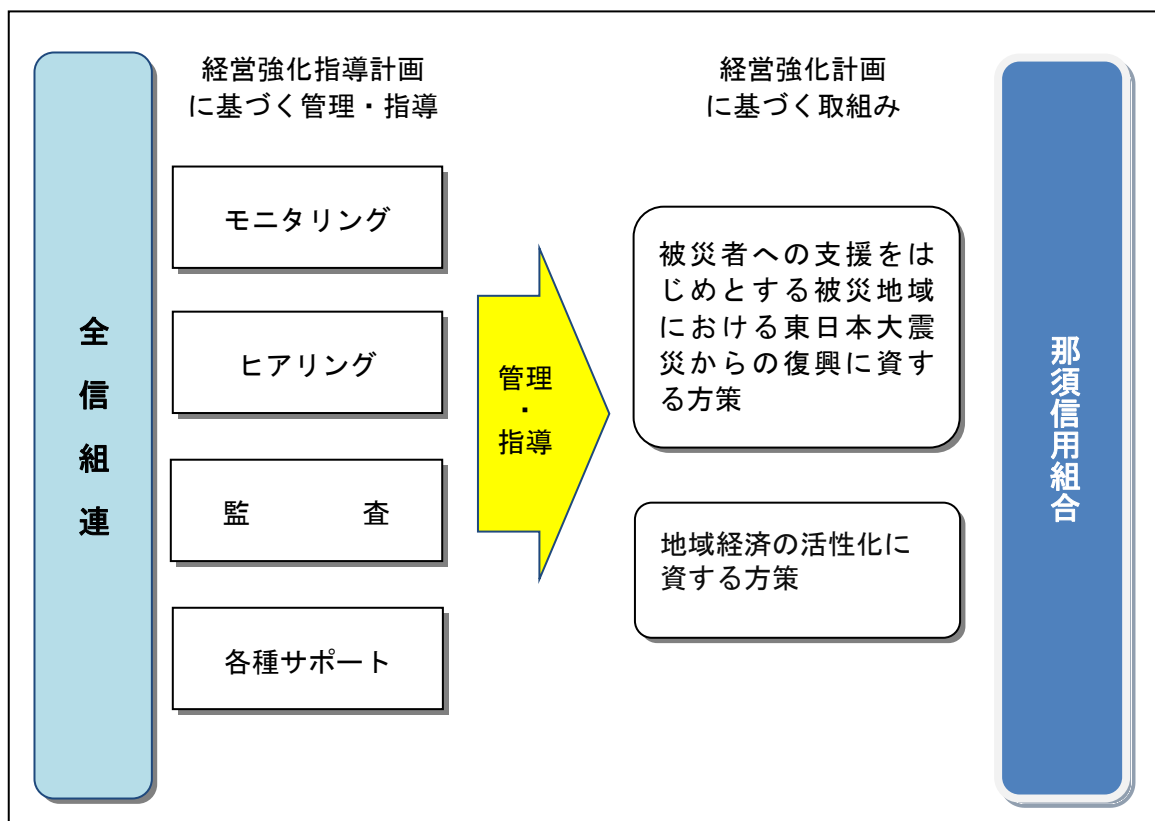
2. 経営強化指導計画の実施時期

那須信用組合が金融機能強化法一部改正法による改正前金融機能強化法附則第 10 条第 5 項の規定により適用される同法第 33 条第 1 項の規定に基づき策定する経営強化計画の実施期間は、2026 年 4 月より 2031 年 3 月までであることから、当会は、金融機能強化法一部改正法による改正前金融機能強化法附則第 10 条第 5 項の規定により適用される同法第 33 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 4 月より 2031 年 3 月までの経営強化指導計画を策定し、那須信用組合の経営強化計画の円滑な実施のサポートに努めてまいります。

なお、今後、経営強化指導計画に記載された事項につきまして重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

3. 経営指導方針

当会は、金融機能強化法を活用するにあたり、定期的なモニタリング、ヒアリング及び全国信用組合監査機構（以下「監査機構」という。）の監査などによる管理・指導及び助言等、経営強化指導計画に掲げた施策を円滑かつ確実に実施することにより、那須信用組合の経営強化計画の着実な履行をサポートするとともに、中小規模事業者への信用供与の円滑化や地域経済の活性化に向けての取組みについて、適時・適切に指導してまいります。



4. 経営指導の内容

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策への指導

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化に資するため、各施策の実施状況及び実績の把握に努めるとともに、他信用組合の成功事例の提供などを通じて、これまで以上に地域の中小規模事業者への円滑な資金供給や充実した金融サービスの実施が図られるよう指導・助言を行ってまいります。

(2) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導

被災者支援および東日本大震災からの復興に向け、各施策の実施状況及び実績の把握に努め、引き続き、被災者への生活支援、被災地域の復興が図られるよう指導・助言を行ってまいります。

(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策への指導

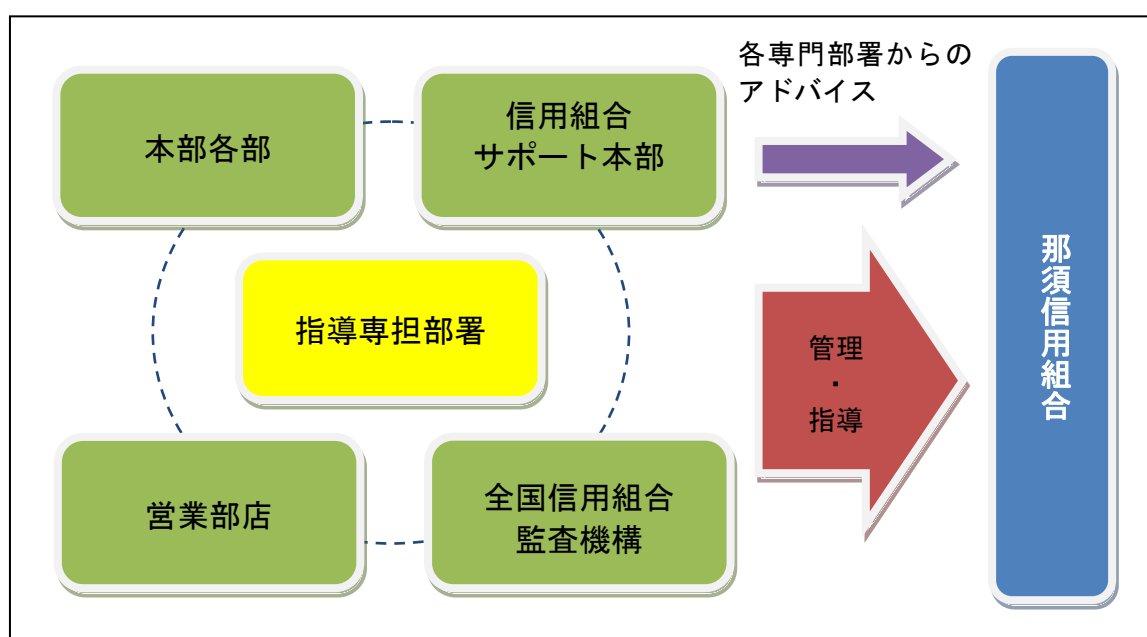
地方公共団体や外部機関との連携、SDGs やキャッシュレス決済導入等に

かかる取組状況の把握に努めるとともに、引き続き、ビジネスマッチング展の開催やクラウドファンディングを通じた取引先支援にかかるサポートを実施し、更なる地域経済の活性化が図られるよう指導・助言を行ってまいります。

5. 経営指導体制の強化

当会では、公的資金を活用した資本支援先の事後管理対応の充実を図るため、指導専担部署である信組支援部（支援第二グループ）に加え、会員信用組合への運用サポート等に対応する「信用組合サポート本部」を設置し、体制の一層の充実および経営指導・支援体制の強化に取り組んでおります。

指導専担部署においては、那須信用組合の各取組みについて多面的な検証を行い、経営強化計画の達成に必要な措置を適切に実施する観点から、信用組合サポート本部、本部各部、那須信用組合の管轄営業店、ならびに全国信用組合監査機構と連携し、那須信用組合に対するサポートに取り組むほか、モニタリングやヒアリング等を通じた状況把握を行い、きめ細かな指導・助言を行ってまいります。



6. 経営指導のための施策

(1) 経営強化計画の進捗管理

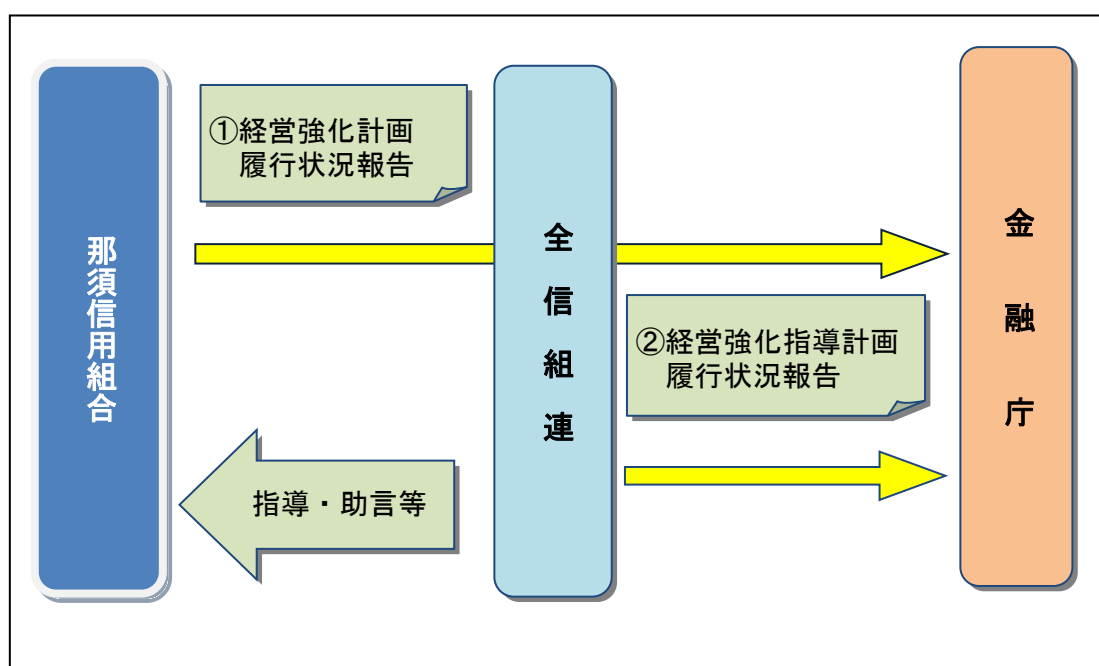
当会は、那須信用組合の経営強化計画について、定期的な報告等を通じて、計画の進捗状況の管理を行うとともに経営状況の把握に努め、計画達成に必要な指導・助言を行ってまいります。

① 経営強化計画の履行状況報告

那須信用組合が金融機能強化法第31条第1項に基づき、3月末、9月末を基準日として作成する、「経営強化計画履行状況報告」の提出を受け、進捗状況の分析、問題点の把握を行い、改善策の検討等を行ってまいります。

② 経営強化指導計画の履行状況報告

当会は、金融機能強化法第31条第1項に基づき、3月末、9月末を基準日として、経営強化指導計画の履行状況を金融庁へ報告いたします。

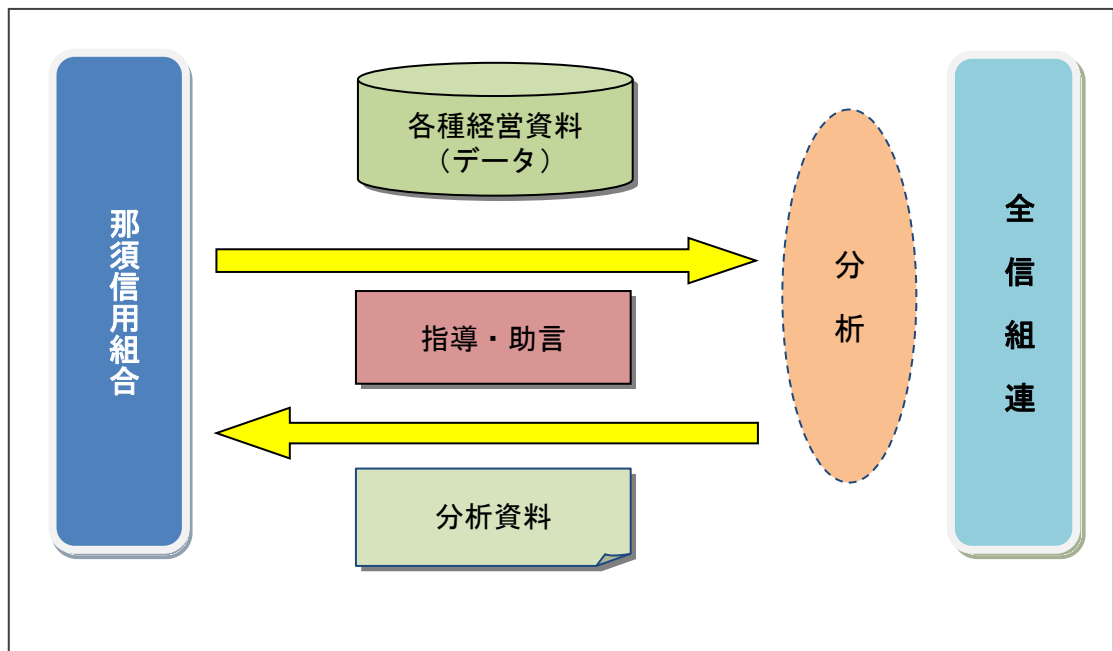


(2) モニタリング、ヒアリング

① オフサイト・モニタリング

経営強化計画の着実な履行のためには、課題・問題点の早期発見と適切な対応が必要となります。

当会は、那須信用組合から定期的（月次、半期、年次）に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、計画の達成に向けた指導・助言を行ってまいります。



a. 月次モニタリング（有価証券リスク分析）

月次で保有有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクの状況等について検証するとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

b. 半期モニタリング（リスク管理）

半期毎に大口先や業種別の与信状況を把握し、金額の推移、保全やポートフォリオの状況等について、検証するほか、有価証券の評価損益及び感応度（リスク）を把握のうえ、自己資本（健全性）に与える影響等について検証し、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

c. 経営分析資料の提供

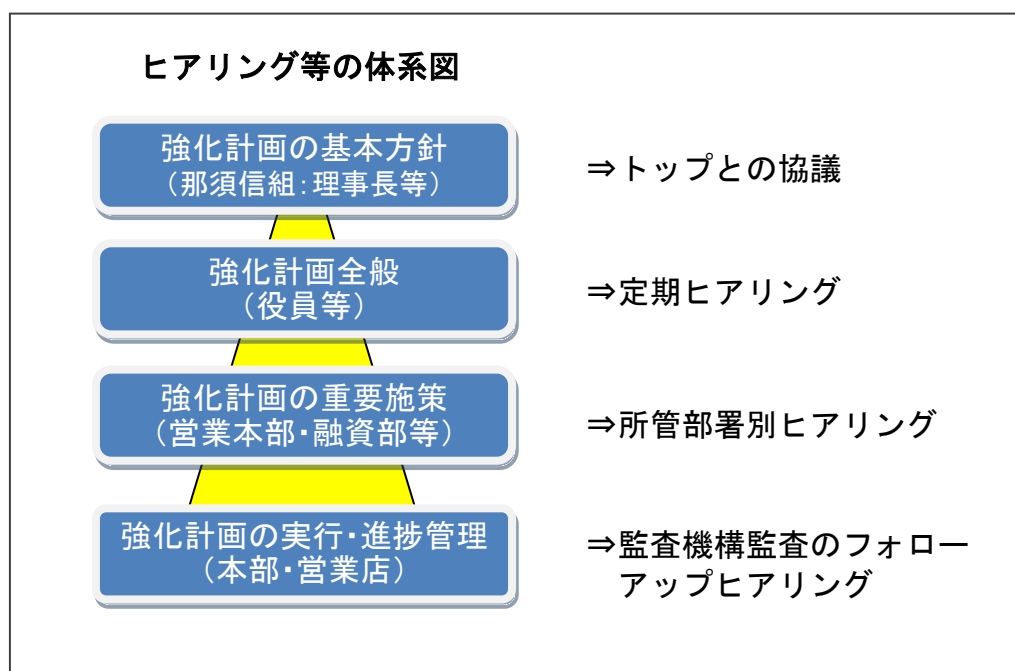
年度末決算状況の分析にあたり、信用組合業界における預金量規模別や業態別の比較や問題点を取りまとめた資料を提供するとともに、収益シミュレーション資料の作成、還元を行い、問題認識の共有を図り、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

〔分析の内容〕

経営基盤分析、資産内容分析、収益性分析、自己資本分析

② 協議、ヒアリング

定量的な経営状況把握（オフサイト・モニタリング）では掴みきれない経営上の課題・問題点等を定期的・階層別のヒアリング等の実施により把握し、適切な指導・助言を行うことにより計画の達成に向けた各種取り組みをサポートしてまいります。



a. トップとの協議

理事長をはじめとした当会の経営陣による当信用組合の経営陣との個別面談・協議を通じ、経営強化計画の検証や基本方針にかかる指導・助言を適宜実施してまいります。

〔協議対象者〕 理事長（役員）

b. 定期ヒアリング

定期的または随時、当会役員・指導専担部署又は、管轄営業部店によるヒアリングを行い、経営強化計画の推進体制、進捗状況及び経営状況に関するヒアリングを実施し、現状の把握、問題点の共有化を行ってまいります。

また、課題・問題点の改善状況については、以後のヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

〔ヒアリング対象者〕 役員、部長

c. 所管部署別ヒアリング

定期ヒアリング時に経営強化計画の主要施策（改善効果・目標の大きい施策）を担う所管部署別にヒアリングを行い、よりきめ細かな施策の履行・実効性確保の検証強化を図るとともに、対象範囲が絞られたヒアリングの実施により、一層の深度ある検証・指導体制を強化してまいります。

〔ヒアリング対象者〕 営業推進部長、融資部長等

d. 監査機構監査のフォローアップヒアリング

監査機構監査の検証結果にかかる対応状況について、ヒアリングを行い、継続的な状況把握と未解消課題に対する指導・助言の強化を行うことで、各種リスクの抑制に努めてまいります。

〔ヒアリング対象者〕 総務部長、融資部長等

（３）監査機構による検証・助言

当会は、那須信用組合に対し、経営状況を踏まえ、原則年１回程度、監査機構による監査を実施いたします。

当監査では、被災債権の状況把握を含む資産状況の確認や市場リスク等の検証を通じて、経営改善に向けた助言を行ってまいります。

（４）経営強化計画の実施に必要な措置

当会は、那須信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営強化計画の実施に必要なと判断される措置を実施いたします。

① 融資推進、債権管理にかかる情報提供

那須信用組合の各種施策の実施をサポートする観点から、他の信用組合における融資推進や債権管理にかかる取組事例を那須信用組合に情報提供してまいります。

② 事業再生支援へのサポート

ヒアリング等を通じ、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしにかかる取組状況の把握を行うとともに、那須信用組合からの相談に応じ、お取引先の販路開拓等に資するよう、他の信用組合の取組事例等の提供のほか、他の信用組合とのお取引先にかかる情報交流の仲介等を検討するなど、事業再生に向けた取組みを適切にサポートしてまいります。

また、那須信用組合のお取引先の再生支援に向けての取組みをサポートする観点から、信用組合業界の再生ファンドである『しんくみ리카バリ』の活用を検討してまいります。

③ 資金運用サポートの実施

那須信用組合の資金運用をサポートするため、運用方針・計画策定のほか、個別銘柄の購入・売却等にあたり随時相談に応じてまいります。

また、必要に応じて ALM にかかるデータ整備や運営に関する指導・助言のほか、資金運用にかかるトレーニーの受入等を実施し、リスク管理体制及び人材育成の強化をサポートしてまいります。

7. 協定銀行が保有する信託受益権等の額及びその内容

(1) 優先信託受益権の額及び内容

	項 目	内 容
1	信託	那須信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	設定時信託財産	那須信用組合優先出資証券A 20 億円 那須信用組合優先出資証券B 70 億円
4	信託設定時元本	54 億円
5	優先配当の方法	確定配当（非累積）
6	配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト ただし、日本円T I B O R（12 ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
7	信託設定日	2012 年 3 月 30 日
8	受益権譲渡日	2012 年 3 月 30 日
9	信託予定期間	25 年（延長可能）
10	期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、償還された証券の別に関わらず優先受益権が劣後受益権より先に元本弁済される
11	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存優先受益権元本の割合に応じた数とする
12	譲渡	可
13	委託者	全国信用協同組合連合会
14	受託者	三菱 UFJ 信託銀行
15	受益者	整理回収機構
16	信託報酬	委託者負担

(2) 算定根拠

那須信用組合が、東日本大震災の影響による地域経済や金融市場の急激な変動にも耐えうる財務基盤を確保し、被災者支援をはじめとする金融仲介機能の発揮に万全を期すため、当会が70億円の優先出資を引受け、既引受けの優先出資20億円と合わせ信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために54億円の優先信託受益権の買取りを受けたものです。

8. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容

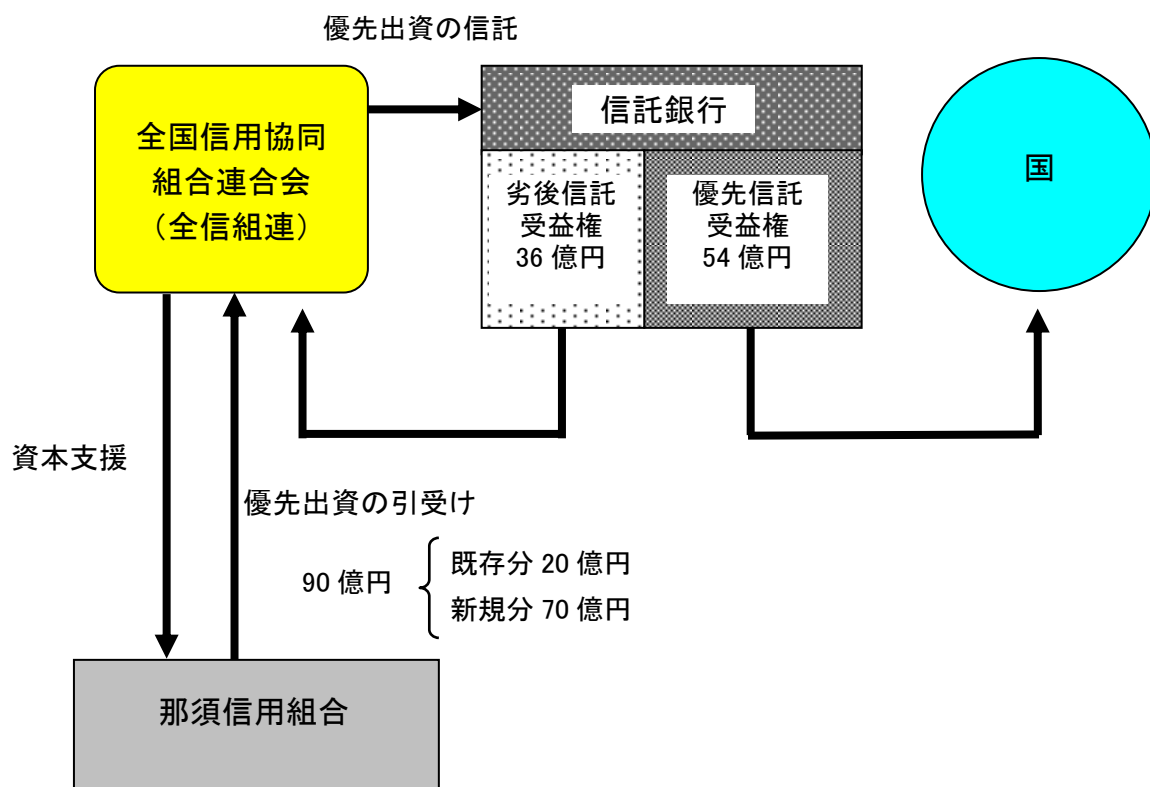
(1) 劣後信託受益権の額及び内容

	項 目	内 容
1	信託	那須信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	設定時信託財産	那須信用組合優先出資証券A 20 億円 那須信用組合優先出資証券B 70 億円
4	信託設定時元本	36 億円
5	劣後配当の方法	確定配当（非累積）
6	配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト ただし、日本円T I B O R（12 ヶ月物）または8 %のうちいずれか低い方を上限とする。
7	信託設定日	2012 年 3 月 30 日
8	受益権譲渡日	2012 年 3 月 30 日
9	信託予定期間	25 年（延長可能）
10	期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、償還された証券の別に関わらず優先受益権が劣後受益権より先に元本弁済される
11	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存劣後受益権元本の割合に応じた数とする
12	譲渡	不可
13	委託者	全国信用協同組合連合会
14	受託者	三菱 UFJ 信託銀行
15	受益者	全国信用協同組合連合会
16	信託報酬	委託者負担

(2) 算定根拠

那須信用組合が、東日本大震災の影響による地域経済や金融市場の急激な変動にも耐えうる財務基盤を確保し、被災者支援をはじめとする金融仲介機能の発揮に万全を期すべく、36 億円の劣後信託受益権を当会が保有するものです。

金融機能強化法を活用したスキーム（信託方式）



以 上